

和 公 建 号 外
令 和 6 年 1 月 9 日
(2 0 2 4 年)

和歌山市 都市建設局
建築住宅部 公共建築課長

質 問 回 答 書

令和6年1月5日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和5年度
工事(業務)番号	和農水委 第21号
工事(業務)名	田ノ浦漁港休憩施設設計業務委託
工事(業務)場所	和歌山市田野149番11
質問事項	回答事項
① (2) 追加業務の内容及び範囲について ・建築基準法第18条第2項に基づく計画通知申請手続き業務とありますが、既存建物に対してでしょうか？12条の報告になるのではないのでしょうか？	① 当該設計対象物について、建築基準法第12条第5項の既存不適格調書及び建築基準法第18条第2項に基づく計画通知申請の手続きが必要です。
② 構造検討、構造計算業務とありますが既存建物の構造図等、特に基礎の配筋の大きさの分かる図面、工事写真の貸与は可能でしょうか？	② 平面図、基礎伏図、立面図、各部詳細図、基礎図等が貸与できます。基礎配筋は、基礎図に記載があります。工事写真はありません。鋼管部分の基礎は図面等ありませんので、調査が必要です。